伊勢志摩定住自立圏推進協議会規約 (案)

(設置)

第1条 定住自立圏構想の円滑な推進を図るため、伊勢志摩定住自立圏推進協議 会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる市町(以下「関係市町」という。)で構成し、その長を委員とする。

伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町 明和町 (所掌事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
 - (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
 - (3) 定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること。
 - (4) その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。
- 2 会長は、定住自立圏構想の中心市である伊勢市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議に必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第6条 第3条各号に掲げる事項について、協議会を円滑に運営するため、関係 市町の職員で構成する幹事会を設置する。
- 2 幹事会には、代表幹事を置く。
- 3 代表幹事は、伊勢市職員をもって充てる。

(部会)

- 第7条 第3条各号に掲げる事項について、専門的に調査・検討するため、部会 を設置することができる。
- 2 部会は、担任事項に関連する関係市町の職員をもってこれを組織する。 (事務局)
- 第8条 協議会の事務を処理するため、伊勢市に事務局を置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が 協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成25年4月23日から施行する。